

規制対象物質一覧

注1: 禁止物質が閾値の50%以上含有している場合は、含有原因の説明資料及び禁止物質が閾値を越えない管理をしている

裏付資料を要求する事とする。また購入先情報の検証として、社内分析等の実施の要否を環境安全部長が判断する事とする。

注2: PRTR法該当物質、GADSL該当物質、REACH SVHCで本一覧表に掲載されない化学物質については「管理物質」と同じ管理を行なう事とする。REACH SVHCについては、「付属書3別紙1」に示す。

注3: 本一覧表に掲載されない化学物質でも、条約・法・条例・業界指針等で規定されている場合はそれらを完全に順守する事とする。

注4: 本一覧表に掲載されない化学物質でも、顧客要求によりその顧客向けに限定した使用禁止物質として扱う場合がある。

制定日: 2007年8月20日

改定日: 2017年11月13日

No.	物質名	化学物質番号 CAS No.	管理分類		特別管理物質	顧客要求	許容濃度及び適用限定	備考
			○: 該当 △: 顧客の要請により 該当	○: 該当 △: 顧客の要請により 該当				
			特定 の禁 止物 質	全 廃 物 質	管 理 物 質	特 別 管 理 物 質		
			期限 年 月		*1	*2		
1	カドミウム及びその化合物	7440-43-9/-	○	○		○	[許容濃度: 5ppm未満]プラスチック・インク・ゴム・塗料 [許容濃度: 20ppm未満]半田 [許容濃度: 50ppm未満]金属材料、および上記以外の [許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値 100ppm未満]包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	重金属/ELV指令/RoHS指令、REACH SVHC、PRTR(1-75)
2	鉛及びその化合物	7439-92-1/-	○	○		○	[許容濃度: 50ppm未満]プラスチック・インク・ゴム・塗料 (包装用途、金属、セラミック以外) [許容濃度: 非意図的含有100ppm未満]金属、セラミック [許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値 100ppm未満]包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う 有鉛はんだおよびその原料(めっき、クリームはんだ他)	重金属/ELV指令/RoHS指令、PRTR(1-304、1-305)
3	水銀及びその化合物	7439-97-6/-	○	○		○	[許容濃度: 非意図的含有5ppm未満]RoHS除外規定以 外の用途 [許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値 100ppm未満]包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	重金属/ELV指令/RoHS指令、PRTR(1-237)
4	クロム(VI)化合物(六価クロム化合物)	18540-29-9/-	○	○		○	[許容濃度: 500ppm未満]包装用途以外 [許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値 100ppm未満]包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	安衛法/重金属/ELV指令/RoHS指令、PRTR(1-88)
5	PBB(ポリブロモビフェニル)類	-	○	○		○	[許容濃度: 非意図的含有100ppm未満]	有機臭素系化合物/RoHS指令、化審法
6	PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)類	-	○	○		○	[許容濃度: 非意図的含有100ppm未満]	有機臭素系化合物/RoHS指令、化審法
60-1)	フタル酸ジブチル	84-74-2	○	○		○		REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS指令、 PRTR(1-354)
60-2)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○	○		○	製品主資材、包装材については使用禁止物質 60-1),2),3),9),4物質合計で0.1wt%以下 (2014年7月より)	REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS指令、 PRTR(1-355)
60-3)	フタル酸ベンジルブチル	85-68-7	○	○		○	副資材については管理物質(使用している場合、物質 名、用途、含有率の報告を求めます)	REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS指令、 PRTR(1-356)
60-9)	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	○	○		○		REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS指令
7	ポリ塩化ビフェニル(PCB)および特定代替品	1336-36-3 76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	○	○		○	[検出されないこと(0.1ppm未満)] [意図的使用禁止]	有機塩素系化合物/化審法、PRTR(1-406) REACH付属書XVII
8	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数1以上のもの)	-	○	○		○	[許容濃度: 非意図的含有5ppm未満]潤滑油、塗料	有機塩素系化合物/化審法(塩素数が2以上)
9	塩化パラフィン(CP) (炭素鎖長10-13、塩素含有 量50wt%以上の鎖鎖型塩化パラフィン) (炭素鎖長14-17、中鎖型塩化パラフィン)	61788-76-9/ 85535-84-8 85535-85-9	○	○		○	[許容濃度: 非意図的含有300ppm未満]	有機塩素系化合物、REACH SVHC、PRTR(1-72)
10	マイレックス(Mirex)	2385-85-5	○	○		○	難燃剤、殺虫剤、かび防止剤など全ての用途	有機塩素系化合物/化審法
11	テトラブロモフェノールA(TBBP-A)	79-94-7	○	○		○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm未満]	臭素系難燃剤、(重合物は、「その他の有機臭素系化合物」とする。)
12	その他の有機塩素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	-	○	○		○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	有機塩素系化合物
	トリクロサン	3380-34-5	○	○		○		消毒薬
	α-ヘキサクロロシクロヘキサン、β-ヘキサクロロシクロヘキサン、γ-ヘキサクロロシクロヘキサン(リンデン)	58-89-9/-	○	○		○		BHC、農業、化審法
	クロルデコン	143-50-0	○	○		○		農業、化審法
13	無機塩素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	-	○	○		○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	無機塩素系化合物
14	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) 全主要ジアステロ異性体	25637-99-4, 3194-55-6/-	○	○		○	[意図的使用禁止]	臭素系難燃剤、化審法、REACH SVHC 134237-50-6,134237-51-7,134237-52-8
15	その他の有機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	-	○	○		○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	有機臭素系化合物
16	無機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	-	○	○		○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	無機臭素系化合物
17	トリブチルスズオキシド(TBTO)	56-35-9	○	○		○		化審法、REACH SVHC
18	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合 物、トリフェニル化合物(TPT)化合物を含む)	-	○	○		○		化審法
19	ジブチルスズ(DBT)化合物	-	○	○		○	[許容濃度:1000ppm未満(スズ換算)] [許容濃度:非意図的含有1000ppm未満(スズ換算)] 以下の用途に限定して禁止 ・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキット(RTV-2モールドキット)	
20	ジブチルスズ(DBT)化合物	-	○	○		○		
21	ジクロロベンジン及びその塩	-	○	○		○		安衛法
22	α-ナフチルアミン及びその塩	134-32-7/-	○	○		○		安衛法
23	オトリジン及びその塩	119-93-7/-	○	○		○		安衛法、PRTR(1-231)
24	石綿(アスベスト)	1332-21-4/-	○	○		○		安衛法、PRTR(1-33)
25	シアニジン及びその塩	119-90-4/-	○	○		○		安衛法
26	バリウム及びその化合物(酸化バリウムを除く)	7440-41-7/-	○	○		○		安衛法、PRTR(1-394)
27	酸化バリウム	1304-56-9	○	○		○		PRTR(1-394)
28	ベンゾトリクロリド	98-07-7	○	○		○		安衛法、PRTR(1-397)
29	エチレンジミン	151-56-4	○	○		○		安衛法、PRTR(1-54)
30	塩化ビニル(モノマー)	75-01-4	○	○		○		安衛法、PRTR(1-94)
31	オーラミン	2465-27-2	○	○		○		安衛法
32	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	○	○		○		安衛法
33	ベンゼン	71-43-2	○	○		○		安衛法、PRTR(1-400)
34	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	○	○		○		安衛法、PRTR(1-160)、REACH SVHC
35	ニッケルカルボニル	13463-39-3	○	○		○		安衛法
36	β-フロヒオラトン	57-57-8	○	○		○		安衛法
37	p-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	○	○		○		安衛法
38	マゼンタ	632-99-5	○	○		○		安衛法
39	コールター	-	○	○		○		安衛法
40	アゾ化合物及び芳香族アミン類 ※1	-	○	○		○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ 色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製 品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未満]	EU指令(76/769/EEC)
41	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	9002-86-2/-	○	○		○	対象:主資材、包装材 *他に代替材が無く、工程内で使用 する製品以外の製品に混入、接触しない管理方法が確立で きているものについては適用除外とする。 副資材関係	

42	オゾン層破壊物質(ODS) CFC(クロロフルオロカーボン) HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン) 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム) 臭化メチル(メチルブロマイド) 四塩化炭素	— — 71-55-6 74-83-9 56-23-5	— — ○ ○ ○	製造時使用	オゾン層破壊物質 PRTR(1-185) PRTR(1-279) PRTR(1-386) PRTR(1-149)						
43	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	75-46-7/ 75-73-0/ 2551-62-4	○ ○ ○	製造時使用(ただし冷媒用途は除く)							
44	塩素系有機溶剤 1,1,2-トリクロロエタン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 塩化メチレン クロロホルム トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ペンタクロロエタン 1,1,1,2-テトラクロロエタン 1,1,2,2-テトラクロロエタン	— 79-00-5 107-06-2 75-35-4 540-59-0 75-09-2 67-66-3 79-01-6 127-18-4 76-01-7 630-20-6 79-34-5	— ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	製造時使用	塩素系有機溶剤 PRTR(1-280) PRTR(1-157)、REACH SVHC PRTR(1-158) PRTR(1-186) PRTR(1-127)、REACH SVHC PRTR(1-281) PRTR(1-262)						
45	ハロゲン化シフェニルメタン モノメチルテトラクロロシフェニルメタン モノメチルジクロロシフェニルメタン モノメチルジブロモシフェニルメタン	— 76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	— ○ ○ ○								
46	アンチモン及びその化合物(ハロゲンフリー関係物質)	7440-36-0/-	○	○	○	○	○	○	○	ハロゲンフリー要求個別品(Sb:700ppm以下) その他	PRTR(1-31)
47	PCT(ホリ塩化ターフェニル)類	61788-33-8/-	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度: 5ppm未満]	
48	PBT(ホリ臭素化ターフェニル)類	79596-31-9/-	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度: 1000ppm未満]	
49	ペンタクロロフェノール類	87-86-5/-	○	○	○	○	○	○	○		化審法、PRTR(1-404)
50	フルオロ酢酸類	—	○	○	○	○	○	○	○		
51	有機燐化合物 ※2	—	○	○	○	○	○	○	○		
52	ヘキサクロベンゼン	118-74-1	○	○	○	○	○	○	○		化審法
53	黄燐	12185-10-3, 7723-14-0	○	○	○	○	○	○	○		
54	赤燐	7723-14-0	○	○	○	○	○	○	○	ハロゲンフリー要求個別品(1000ppm以下)	
55	2,4,6-トリターシャリブチルフェノール	732-26-3	○	○	○	○	○	○	○		化審法
56	4-ニトロフェニル及びその塩	92-93-3/-	○	○	○	○	○	○	○		
57	オクタメチルピロホスホルアミド	152-16-9	○	○	○	○	○	○	○		
58	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	○	○	○	○	○	○	○		
59	燐化アルミニウム	20859-73-8	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-456)
60	フタル酸エステル類 ※3	—	○	○	○	○	○	○	○		
61	放射性物質	—	○	○	○	○	○	○	○		
62	ヒスマス及びその化合物	7440-69-9/-	○	○	○	○	○	○	○		
63	ニッケル及びその化合物	7440-02-00/-	○	○	○	○	○	○	○	粉状の物	PRTR(1-308、1-309)
64	セレン及びその化合物	7782-49-2/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-242)
65	マグネシウム	7439-95-4	○	○	○	○	○	○	○		
66	銅及びその化合物	7440-50-8/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-272:銅水溶性塩(錯塩を除く))を含む
67	金及びその化合物	7440-57-5/-	○	○	○	○	○	○	○		
68	ハランウム及びその化合物	7440-05-3/-	○	○	○	○	○	○	○		
69	銀及びその化合物	7440-22-4/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-82)
70	ダイオキシン類	—	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-243)
71	シアン化合物(ニトリル類を除く)	—	○	○	○	○	○	○	○		金めっきの用途については適用除外(管理物質)、PRTR(1-144:無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く))を含む 安衛法、放出規制物質、PRTR(1-411)
72	ホルムアルデヒド(ホルマリン)	50-00-0	○	○	○	○	○	○	○		
73	クロム化合物(六価クロム、金属クロム以外)	—	○	○	○	○	○	○	○		
74	ホウ素およびその化合物	7440-42-8/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-405)
75	コバルト及びその化合物(硫酸コバルト)	7440-48-4/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-132)
76	テルル及びその化合物	13494-80-9/-	○	○	○	○	○	○	○		
77	タリウム及びその化合物	7440-28-0/-	○	○	○	○	○	○	○		
78	バナジウム及びその化合物	7440-62-2/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-321)
79	バリウム及びその化合物	7440-39-3/-	○	○	○	○	○	○	○		
80	マンガン及びその化合物(過マンガン酸カリウム)	7439-96-5/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-412)
81	モリブデン及びその化合物	7439-98-7/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-453)
82	亜鉛及びその化合物(水溶性)	7440-66-6/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-1)
83	リチウム及びその化合物	7439-93-2/-	○	○	○	○	○	○	○		
84	キレン	1330-20-7	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-80)
85	トルエン	108-88-3	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-300)
86	フェノールモノマー	108-95-2	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-349)
87	砒素及びその化合物(砒素)	7440-38-2/-	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度: 50ppm未満](半導体・LED用途、金属合金以外) [許容濃度: 1000ppm未満](金属合金) [許容濃度: 2ppm未満](木製品の防腐剤) 半導体・LED用途	安衛法、PRTR(1-322)
88	PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)及びその塩 PFOSF(パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド)	2795-39-3/- 307-35-7	○ ○	[許容濃度] 10ppm未満、意図的使用禁止 部品 1µg/m2未満 繊維、コーティングされたも	EU指令(76/769/EEC)、PRTR(1-396)、化審法 化審法						
89	PFOA(パーフルオロオクタノ酸)その塩およびそのエステル	335-67-1/-	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度] 10ppm未満、意図的使用禁止 部品 1µg/m2未満 繊維、コーティングされたも	EU指令(76/769/EEC)、REACH SVHC
90	ヘキサクロプロタ-1,3-ジエン	87-68-3	○	○	○	○	○	○	○		化審法
91	2-(2H-1,2,3-ヘンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	○	○	○	○	○	○	○		化審法、REACH SVHC
92	天然ゴム	—	○	○	○	○	○	○	○	対象: 主資材 (意図的使用禁止)	
93	アジ化ナトリウム	26628-22-8	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-11)
94	塩化コバルト(II)	7646-79-9	○	○	○	○	○	○	○	乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬 湿度インジケータ(塩化コバルトを紙などに含ませたタイプのも)	REACH SVHC 一部顧客向けは2011年4月1日より禁止
95	過塩素酸塩	7791-03-9,7601-89-0,7778-74-7,7790-98-9,10034-81-8	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度: 部品中 合計 0.1ppm未満]	米国カリフォルニア州法
96	2-メチルエタノール	109-86-4	△	○	○	○	○	○	○		GADSL classification P、PRTR(1-58)、REACH SVHC
97	N-ニトロジメチルアミン	62-75-9	○	○	○	○	○	○	○		GADSL classification P
98	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○	○	○	○	○	○	○		GADSL classification P、化審法
99	テトラクロロベンゼン	12408-10-5, 84713-12-2	○ ○		GADSL classification P 634-66-2,634-90-2,95-94-3						
100	PAHs(多環芳香炭化水素類) ※4	—	○	○	○	○	○	○	○	対象: 皮膚接触用途	ドイツ機器・製品安全法
101	フタル酸シメチル	624-49-7	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度: 非意図的含有0.1ppm未満]	2009/251/EC(委員会決定)
102	ビスフェノールA	80-05-7	○	○	○	○	○	○	○	[許容濃度: 50ppm未満]	PRTR(1-37)
103	NN-ジトリル-p-フェニレンジアミン	27417-40-9	○	○	○	○	○	○	○		化審法
104	2-アミノエタノール	141-43-5	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-20)
105	塩化第二鉄	7705-08-0	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-71)
106	1,4-ジオキサン	123-91-1	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-150)
107	NN-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-232)、REACH SVHC
108	ヒドロキノン	123-31-9	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-336)
109	ノルマルヘキサン	110-54-3	○	○	○	○	○	○	○	製造時使用	PRTR(1-392)
110	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	7727-54-0, 7775-27-1/-	○	○	○	○	○	○	○		PRTR(1-395) 過硫酸アンモニウム、過硫酸ナトリウム、他
111	タンタル	7440-25-7	○	○	○	○	○	○	○		レアメタル
112	ガリウム	7440-55-3	○	○	○	○	○	○	○		レアメタル
113	ニルフェノール、ニルフェノールエトキシレート類	25154-52-3/-	○	○	○	○	○	○	○	[意図的使用禁止]	PRTR(1-320)、REACH付属書VII
114	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)	68921-45-9	○	○	○	○	○	○	○	対象: 主資材 [許容濃度: 0.1wt%未満]	GADSL classification D/P 酸化防止剤
115	有機シリコン	—	○	○	○	○	○	○	○	HDD品目に使われる主資材 上記以外(含有がある場合は物質名、用途、含有率の報告を求めます)	*品質関連物質(シロキサン等)

※1 アゾ化合物及び芳香族アミン類: EU指令(76/769/EEC第19次修正指令より)

No.	物質名(アゾ化合物 No.40)	CAS No.	特	禁	全	期	限	管	一	客	
40-1)	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	○								REACH SVHC
40-2)	o-アニリン	90-04-0	○								REACH SVHC, PRTR(1-17)
40-3)	2-ナフトールアミン	91-59-8	○								
40-4)	3,3'-ジクロロヘンジン	91-94-1	○								PRTR(1-180)
40-5)	4-アミノフェニル	92-67-1	○								REACH SVHC
40-6)	ヘンジン	92-87-5	○								
40-7)	o-トルイジン	95-53-4	○								REACH SVHC, PRTR(1-299)
40-8)	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2	○								
40-9)	2,4-トルエンジアミン	95-80-7	○								REACH SVHC
40-10)	o-アミノアゾトルエン	97-56-3	○								REACH SVHC
40-11)	2-アミノ-4-ニトロトルエン、5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8	○								
40-12)	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	101-14-4	○						○		REACH SVHC, PRTR(1-160)
40-13)	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	○								REACH SVHC, PRTR(1-446)
40-14)	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4	○								REACH SVHC, PRTR(1-143)
40-15)	p-クロロアニリン	106-47-8	○								PRTR(1-89)
40-16)	3,3'-ジメチルヘンジン	119-90-4	○								
40-17)	3,3'-ジメチルヘンジン	119-93-7	○								PRTR(1-231)
40-18)	p-クレジジン	120-71-8	○								REACH SVHC, PRTR(1-451)
40-19)	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7	○								
40-20)	4,4'-チオジアニリン	139-65-1	○								
40-21)	2,4-ジアミノニソール	615-05-4	○								PRTR(1-142)
40-22)	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0	○								REACH SVHC
40-23)	2,4-ジメチルアニリン	95-68-1	○								PRTR(1-214)
40-24)	2,6-ジメチルアニリン	87-62-7	○								PRTR(1-215)

※2有機燐化合物

No.	物質名(有機燐化合物 No.51)	CAS No.	特	禁	全	期	限	管	一	客	
51-1)	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	56-38-2	○								[意図の使用禁止]
51-2)	ジエチル(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)ホスフェイト	13171-21-6	○								[意図の使用禁止]
51-3)	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	8022-00-2	○								[意図の使用禁止]
51-4)	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	298-00-0	○								[意図の使用禁止]
51-5)	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	2104-64-5	○								[意図の使用禁止]
51-6)	テトラエチルピロホスフェイト	107-49-3	○								[意図の使用禁止]
51-7)	トリス(2,3-ジプロポピル)ホスフェイト	126-72-7	○								[意図の使用禁止]
51-8)	トリス(1-アジジニル)ホスフィンオキシド	545-55-1	○								[意図の使用禁止]
51-9)	ホリン酸アンモニウム	68333-79-9	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-10)	トリプロキエチルホスフェイト	78-51-3	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-11)	リン酸トリフェニル	115-86-6	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-12)	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-13)	エチルホスホン酸ジエチルエステル	78-38-6	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-14)	レジノールビス(ジフェニルホスフェイト)	57583-54-7	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-15)	サイクリックホスホネイトエステル	61840-22-0	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-16)	ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノメチルホスホン酸ジエチル	2781-11-5	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-17)	クレシルジフェニルホスフェイト	26444-49-5	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-18)	オクテリルジフェニルホスフェイト	115-88-8	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-19)	トリス(2-エチルヘキシル)ホスフェイト	78-42-2	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-20)	トリオクチルホスフェイト	1806-54-8	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-21)	トリエチルホスフェイト	78-40-0	○								[許容濃度: 1000ppm以下]
51-22)	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	○								[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]
51-23)	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	13674-84-5	○								[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]
51-24)	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	13674-87-8	○								[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]
51-25)	その他の有機燐化合物	-									

顧客要求により、特定の使用禁止物質として「不使用保証書」と「実測データ」を要求することがある。

※3フタル酸エステル類

No.	物質名(フタル酸エステル類 No.60)	CAS No.	特	禁	全	期	限	管	一	客	
60-1)	フタル酸ジブチル	84-74-2	○	○							REACH SVHC, PRTR(1-354), RoHS指令 デンマーク・フタル酸エステル規制
60-2)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○	○							製品主資材、包装材については使用禁止物質 1)2)3)と9)、4物質合計で0.1wt%以下(2014年7月より) 副資材については管理物質 REACH SVHC, PRTR(1-355), RoHS指令 デンマーク・フタル酸エステル規制
60-3)	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	○	○							REACH SVHC, PRTR(1-356), RoHS指令 デンマーク・フタル酸エステル規制
60-4)	フタル酸ジイソニル	28553-12-0, 68515-48-0	○	○							
60-5)	フタル酸ジイソデシル	26761-40-0, 68515-49-1	○	○							製品主資材、包装材については使用禁止物質(3物質 合計で0.1wt%以下) 副資材については管理物質
60-6)	フタル酸ジ-n-オクチル	117-84-0	○	○							
60-9)	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	○	○							製品主資材、包装材については使用禁止物質 1)2)3)と9)、4物質合計で0.1wt%以下(2014年7月より) 副資材については管理物質 REACH SVHC, デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS指令
60-7)	フタル酸ビス(2-メチルヘキシル)	117-82-8									REACH SVHC
60-8)	フタル酸ジ-n-ヘキシル	84-75-3									REACH SVHC
60-10)	フタル酸ジイソヘキシル	71888-89-6									REACH SVHC
60-11)	フタル酸ヘブチルニルウンデシル	68515-42-4									REACH SVHC
60-12)	フタル酸ジエチル	84-66-2	○								製品主資材、包装材については使用禁止物質(0.1wt% 以下) 副資材については管理物質
60-13)	フタル酸ジメチル	131-11-3	○								
60-14)	その他のフタル酸エステル化合物	-									

※4 PAHs(多環芳香炭化水素類)

No.	物質名(PAHs No.100)	CAS No.	特	禁	全	期	限	管	一	客	
100-1)	ナフタレン	91-20-3	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-2)	アセナフテン	83-32-9	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-3)	アセナフレン	208-96-8	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-4)	フルオレン	86-73-7	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-5)	フenantレン	85-01-8	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-6)	アントラセン	120-12-7	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-7)	フルオランテン	206-44-0	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-8)	ピレン	129-00-0	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-9)	クリセン	218-01-9	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-10)	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-11)	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-12)	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-13)	インデノ[1,2,3-cd]ピレン	193-39-5	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-14)	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-15)	ベンゾ[a,h]アクリレン	191-24-2	○								[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-16)	ベンゾ[a]ヒレレン	50-32-8	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-17)	ベンゾ[i]フルオランテン	205-82-3	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)
100-18)	ベンゾ[e]ヒレレン	192-97-2	○								*[許容濃度:18物質合計で10ppm未満](皮膚接触用途)

*: 各1ppm未満 (REACH付属書XVII)